

第4回横須賀市屋外広告物審議会

- 1 日 時 平成 17 年(2005 年) 3 月 24 日 (木)
午後 2 時～ 3 時 30 分
- 2 場 所 横須賀市役所 301 会議室
- 3 議 案 (1) 横須賀市屋外広告物条例の改正について (報告)
(2) 横須賀市屋外広告物条例の運用について (報告)
- 4 出 席 者 委 員 田口委員長 他 5 名
事務局 林都市部副部長 他 4 名
- 5 傍 聴 人 なし
- 6 議事経過 別添のとおり

出席委員氏名

田 口 敦 子	委員長
吉 田 慎 悟	委 員
河 上 俊 昭	委 員
川 瀬 富 士 子	委 員
三 上 英 夫	委 員
山 畑 信 博	委 員

事務局員氏名

都市部副部長	林 忠司
景観推進課長	岡 正郎
景観推進課主幹	小濱 英夫
景観推進課事務吏員	加藤 英明
景観推進課	青木 智子

○ 事務局

委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。ただいまから第4回横須賀市屋外広告物審議会を開催いたします。

本審議会は、横須賀市屋外広告物審議会規則及び横須賀市屋外広告物審議会運営要領により、進めさせていただきます。なお、そのなかで、傍聴の希望者があれば、許可することとなっておりますので、申し添えさせていただきます。

本日の傍聴希望者は、「なし」であることを報告いたします。

それでは、まず、会議の成立について、から入らせていただきます。横須賀市屋外広告物審議会規則第4条第2項によります、会議の成立について、ご報告いたします。

なお、当審議会委員であります、鈴木泰浩氏から本年2月21日付けにて、一身上の都合により辞職願いが、提出されたことをご報告いたします。

当審議会委員6名のうち現在6名が出席いたしております。

従いまして、委員の半数以上が出席しておりますので、会議は成立していることをご報告いたします。

議事を進める前に横須賀市の都市部副部長 林より「あいさつ」を申し上げます。

「あいさつ」

配布資料の確認を行わせていただきます。

それでは、これより委員長により議事を進めていただきます。よろしく願いいたします。

○ 委員長

それでは、まず、横須賀市屋外広告物審議会運営要領第6条第3項によります、本日の議事録の署名委員を指名いたします。

それでは河上委員と吉田委員を指名いたします。

両委員さん、よろしくお願いいたします。

次に、議事の(1)を議題と致します。

事務局から説明を聴取致します。

○ 事務局

それでは、議事の(1)について、ご説明いたします。

議事の説明は、お配りしております説明資料と、後ほどプロジェクターを使い、席中央で説明させていただきます。

(順次説明する。)

○ 委員長

本件について、ご質疑の、あります委員は、どうぞご発言ください。

○ 山畑委員

今回は、罰則について変更はありましたか。

○ 事務局

従前の規定がありまして、改正はしておりません。

条例改正案の 10 ページにあたります。

○ 川瀬委員

今まで、この罰則を使ったことはありませんか。

○ 事務局

告発した件は、ありません。平成 13 年度から条例を施行しておりますが、田浦警察が、広告物法及び条例に基づいて、書類送検したことは、承知していますが、てん末はわかりません。

○ 三上委員

簡易除却した物を売却すると書いてありますが、どんなものが考えられますか。

○ 事務局

あまりないと思われます。保管に不相当の費用がかかったり、滅失するなどが考えられます。特殊な例として、植物などを保管した場合などが、考えられるのかなと思っております。

なお、簡易除却したものを購入して再利用することは、業界の方から聞きますとないと聞いております。

たとえば、金属製のはり札を、廃棄する場合、鋼材としてキロあたり 20 円ときいております、価値としては少ないと思われます。

○ 河上委員

違反はいけないことです。業者登録制で引き締めて欲しい。違反広告物は、なくなっていくのではないのでしょうか。組合員でないかたが、違反が多いようです。

○ 委員長

他にご質問は、ありませんか。

ないようでありますので、以上で質問は終了します。

次に、議事の（２）を議題と致します。

事務局から、説明を聴取いたします。

○ 事務局

議事（２）についてご説明いたします。横須賀市屋外広告物条例の運用についてご説明いたします。説明資料 7.8 ページをご覧ください。

（順次説明する。）

○ 三上委員

説明資料 p 7 広告幕の件数が 14・15 年度と比べ 16 年度が少ないようですが。

○ 事務局

この広告幕は、具体的には新築のマンションの工事中のところへ掲出するなどが 14・15 年度多かったようです。許可期間は、1 ヶ月です。16 年度は、マンションが少なかったのか、掲出希望が少なかったのかわかりません。

○ 山畑委員

協力員の活動方法は、どうなっておりますか。

○ 事務局

ケイビパトとして、市職員と一緒に月に 1．2 回実施しております。なお、個人としても活動しております。

○ 吉田委員

のぼり旗・捨て看板で許可することは、ありますか。また、許可した物は、許可シールなどを表示しているのですか。

○ 事務局

許可した案件は有りません。道路上の広告物について道路管理者も許可を出さないと思います。

許可の標識票を貼付したり、許可印を押印することになっております。

○ 三上委員

掲出者と協力員とのトラブルはありませんか。

○ 事務局

年間でみれば、トラブルが起こることもあります。協力員から当課へ連絡をいただき、職員が、掲出者へ良く説明することが、必要であります。

○ 吉田委員

横須賀市内を見ていると、屋外広告物が多いと感じています。新種の広告物も出てきています。このような状況で協力員の方が、除去していることは、大変ご苦労様なことだと思います。屋外広告物の制限している面積（何十㎡）が大きすぎ、地区によっては、これほど必要がないと思います。良好な景観形成から見て、いつか見直していく必要があるのでは、デザインの質にもよると思いますが、その質も良くなっているとも思えない。高彩度の色と主張の強い広告が多いようですが、こちらにもデザインの質に対して、誘導していく規準が必要とも思います。また、これからは、市民の方の理解が非常に重要になってくると思います。

これを（パンフレット―道路上等の広告物のルールについて）見ました。ネットフェンス広告物を除去したのですが、このようなものをもって広く知らせると良いと思います。このようなことは、まだ多くの市民の方がご存知ないのではないと思われます。その方法を周知していただき、たくさんの方に参加してもらうことが重要です。一般の人が、70 ㎡（条例のあらまし）といっても現実観がありません。今ある景色の中で、たとえば簡易除却できる物は、これとこれと、写真等で写して見せるとわかりやすいですね。最大 70 ㎡まではよいですよと有りますが、もう少しわかりやすい表現にして欲しいと思います。数字と実態のイメージがつながりにくいのではないのでしょうか。

○ 事務局

最大面積の件ですが、ご意見は様々でして、まだまだ景観に対して、地域の差があって、一方では、これでは厳しいとの意見があります。これらの対応としまして、現在の条例の中で、屋外広告の景観形成地区が、定められる規定があります。地区の景観形成基準を定め、地区において基準作りを行うことができます。残念ながら働きかけが弱かったり、景観地区の指定まで至っていません。全市的にこの基準を一律に厳しくすることは、難しいと思いますが、一つの商店会や一つの景観の良好な地域を限定して、この制度を使って、働きかけをしていかなければ、いけないと思っています。

協力員の周知についてですが、平成 13 年度条例が出来たときには、中核市になったこともあり、マスコミも注目していただきまして、神奈川新聞の一面に載ったり、日本テレビのニュースショウに取り上げられ、それなりに周知する場面が、ありました。能動的に協力員制度を周知していくことは、協力員方々の励みにもなりますし、そういう方を増やしていくことが必要と考えています。

パンフレットの作り方ですが、今回条例改正を行いますので、パンフレットについても一部見直しをする必要があるかと思います。その折には、ご意見について、対応していきます。

○ 吉田委員

今の状況を見ていると一般には規準を少し厳しくして良い、広告景観形成地区としてしっかりデザインして、自主的な活動をしているところでは、もう少し広げるということとはできないでしょうか。そうしないと日本中広告だらけになってしまって、景観として問題がある。また、これまで実施してきて難しいと思いますが。

○ 事務局

広告については非常に難しくて、一つの例として、市役所の中でも、たとえばサインの掲出にあたって、自分のところだけ目立てば良いということになりかねないなど、まとめるのに苦労するのが現状です。民間では、もっと難しいと思われます。

○ 吉田委員

今週、富山に行って、同じような議論をしてきましたが、パチンコ店に、かなり大きな女性の姿を壁面に掲出しているのがありました。最近はパソコンで操作して、プリントアウトして、大きく写すことが簡単に出来るようになります。屋外広告物ではなく、地域のイメージを出しているんだと先方は先回りしています。最近の技術の進歩を見ていると少しきつめの方がよろしいかと思います。

○ 山畑委員

景観地区の景観形成について、具体的には決まっておりますでしょうか。

○ 事務局

横須賀市では、平成 16 年 7 月に景観条例を施行させました。さらに 16 年 12 月景観法が施行しました。法の制定を受けて 17 年度中に条例の改正を含め検討する予定であります。その中で景観地区・景観計画も決めていくことになります。具体的には、現在、決まっておりません。

○ 事務局

たとえば、華美な広告物を規制するとなりますと非常に難しいです。華美とは、何だということになりまして、具体的な、定量的、定性的に、明確に示されないと規制することは難しくなります。蛍光色はだめだとか、動光を発する物は何んなのかとか、点滅する物はどうだとか、目に見えるところで止まってしまい、だれでもわかる、規制しや

すい、規制を受ける方もそうだと思います。色彩の彩度・明度だけでなく、鮮やかな色を使っても、良いデザインにより、そう感じないものもありますし、定量的、定性的な難しさがあります。

○ 吉田委員

規制だけでは、この問題は難しいと思います。広告景観形成地区で良くなった例をなるべく早く仕掛けてつくっていくことが必要だと思います。たとえば、上町で広告が揃っているため、お客さんが戻ってきたという例ができるとよいと思います。江ノ島の場合、江ノ島イメージを共有していたので、広告についての規準もうまく機能していると思います。各色相ごとの最高彩度を1/3以下としたのですが、昔は木の看板でした。低いところに小さな洒落た看板がつけておりました。プラスチック看板だったものを今は質のよい看板へ変えていって、お客さんがもどってきました。広告がもっと地域に寄与して、それでお客さんが戻ってくるという事例を早めに、うまく仕掛けてつくって、業界の方にも協力していただいて実現したいですね、プラスに積極的に成功した例に目を向けて行くようなことを平行してやらないと規制だけだと協力員の方達もそのうち疲れてしまうのではないのでしょうか。4～5軒でも並べばずいぶん違います。

○ 事務局

置き看板でも、よその事例ですと同じ敷地に同じ形態で通りを一行列に掲出している例があります。出来るところから行っていくことも一つの方法と思います。

○ 河上委員

中央駅の前プライムの看板ですが、許可はできるのですか。あれがあると景観のことを行うには、難しいと思います。

○ 事務局

許可はしております。ただし現在の基準には合わないんですが、平成13年前に県の基準の許可を取っておりまして、経過措置により継続としております。償却資産の耐用年限までは認めていこうということになっております。最高では、20年となります。いろんな場面で議論になります。掲出当時、本市では、屋外広告物・景観条例を持っていませんでしたが、先方と話をしまして掲出について課題をいろいろ話をしたと聞いております。合法的に掲出する中で、テナントさんを入れる条件として結果的にあの形になっております。

○ 吉田委員

駅前ですし、横須賀の中央で、横須賀の顔でありますので、もう少し品格のあることを求められるのではないのでしょうか。

○ 事務局

議会で議論になったのは、まさに吉田委員のおっしゃった視点です。あの広告の中に女性の絵が入って、なぜ女性なのかという議論が、議会でありました。

○ 吉田委員

景観の懇話会でも問題になり、かなり要求したのですが、最終的には受け入れてもらえませんでした。

○ 三上委員

デザインの範疇に入るのですが、書かれた内容について規制されるのですか。

○ 事務局

規制はありません。パンフレットには、広告作成の配慮事項を載せていますが、あくまでもお願いであります。

○ 事務局

平成 17 年第 1 回定例議会において、まちづくりの一環として、4 つの条例を新たに議決を得るべく上程しております。来週には議決をいただき、今年の 7 月 1 日施行なんです。土地利用に限って基本的には、上位に土地利用に関する基本条例があるのですが、これは土地は公共の福祉を優先ですと条例の中にうたってます。もう一つが住民参加型ですべて解決していきましよう基本条例があります。もう一つの条例が適正な土地利用の調整に関する条例があるのですが、この中で住居系用途地域で特殊用途建築物（パチンコ店・ホテル）及び延べ床面積 1000 ㎡以上の大型の一般店の屋外広告物の規制を引くことができます。華美な広告、点滅するネオン、屋上に設けるサーチライトは規制をひきます。土地利用の中で規制できる物は規制しております。

○ 吉田委員

富山のトヨタ（レクサス）ディーラーにおいて、「黒色の店舗」ができまして、無彩色であり、その地域の定めた色彩の基準以内のものです。これをトヨタは、全国展開したいと考えています。黒は目立つのではないかと話があり、その地域のお勧めの色には、入ってないのですが。一概に彩度だけの問題ではなく、周辺との色差とか、慣れ親しんだことの関係もあります。両隣からどのくらい離れているとか、相対的に規定していかないとコントロールが、難しいということもあります。

○ 委員長

他にご質疑は、ありませんか。

事務局からなんか発言は、有りますか

ご意見がないようですので、以上で第4回横須賀市屋外広告物審議会を終了いたします。